

我孫子市建設工事適正化指導要領の

一部改正について

我孫子市建設工事適正化指導要領は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき策定されていることから、建設業法施行令の一部の改正に伴い改正しました。

主な改正点は、次のとおりです

○改正点

1 適用

改正後のこの要領の規定は、請負契約の時点にかかわらず、我孫子市建設工事適正化指導要領改正日（平成28年6月6日）以後の全ての工事請負契約に適用する。

2 主な改正内容

- ・ 特定建設業許可を有する者でなければ締結することができない下請負契約の条件と監理技術者を配置しなければならない工事の条件を建設業法施行令と同様に改正した。